被害者協議会質疑への回答（畜産課）

1　現場の獣医師が判断できず家畜保健衛生所に依頼したのに適切な対応が出来なかったのは何故か。

１例目の病性診断時の症状は、当時口蹄疫の典型的な症状とされていたものではなく、農場内での拡がりも確認されなかったために「口蹄疫の症状ではない」と判断し経過観察としたところです。

県の検証委員会の「中間的な論点整理」では、このことに関して、「意図的な見落とし、報告遅れがあったものではない」とありますが、「リスクが少しでもあれば検査を行うという姿勢が必要ではなかったか。」ともされています。

いずれにしましても、検証委員会の報告を持って、防疫マニュアルに反映させていきます。

2　２月に、家畜保健衛生所が安愚楽の農場に診察に行った時の対応

宮崎家畜保健衛生所が２月に安愚楽牧場に病性診断で立ち入りしたことはありません。

3　都農の山の中に牛を埋めたと話しがありますが、白黒を明らかにしたいので、調査掘り起こしをして頂きたい、対応できないのであれば、こちらで処理しますので検査、捜査願います。

これまでの疫学調査や県の検証委員会での農家聞き取りの中で、場所等を特定するような情報は確認されておりません。

もし、場所が特定できる情報をお持ちであれば、改めて調査等を行うなど対応してまいりたいと考えております。

4　家畜改良事業団と畜産農家の関連農場としての考えの違いを提示

家畜改良事業団と畜産農家で、関連農場の考え方に違いはありません。

事業団については、４月２０日以降、肥育牛舎と種牛牛舎の間に高さ４ｍのフェンスを設置し、飼養者を明確に区分していましたが、肥育牛舎において発生した際に種牛牛舎も疑似患畜発生農場となっています。

被害者協議会質疑への回答

1　初動防疫の遅れの原因は何だったのか。

1）４月２０日の発生以降、Ｈ１６年に国が作成した防疫指針及び、県の防疫マニュアルに基づき、国とも協議を行いながら、疑似患畜の殺処分・埋却、関係車両の消毒等の防疫措置を講じてきたところであり、発生から６例目までは、発生確定から２日以内に殺処分が終了していたところです。

防疫指針等に沿った初動対応にかかわらず感染が拡大した要因としては、
①４月２０日時点で既にある程度（国の疫学調査の中間報告では１０例以上）感染が広がっていたこと、
②大規模農場や豚への感染があったことなどがあると認識しております。

今後、国や県の検証委員会の検証結果も踏まえ、防疫体制の強化に努めて参りたいと考えております。

2）４月２０日以前に早期発見できたのではないかという意味での初動防疫の遅れに関する指摘につきましては、農家や獣医師から診断依頼があった時点で、家畜防疫員が「典型症状の「水疱」がないこと、伝染力が強いのに、他の牛に異常が見られないこと、蹄に症状がないことから口蹄疫の症状でない」と判断し経過観察としたところです。

しかしながら、県の検証委員会の中間報告において、「韓国での発生等を踏まえ、国に検体を送付する等の県段階での慎重な判断が必要ではなかったか」との指摘がなされており、今回の経験も参考に、検体の送付については原則送付の方針とするなど、今後とも国や県の検証委員会の検証結果を踏まえて対応していきたいと考えております。

2　知事は、口蹄疫に対する認識の甘さがあり、知識はもっているのか。

私が知事に就任したときに発生した「鳥インフルエンザ」と同様、家畜伝染病に対して、本県畜産業を崩壊させかねない恐ろしいものであると認識しており、発生の確認後、県の対策本部長として、危機感を持って対応してきたところです。

口蹄疫に対しては、獣医師のような専門知識は持ち合わせておりませんでしたが、担当部局とも十分に協議しながら、防疫対策を進めてきたところであります。

しかしながら、昭和２６年に制定された家畜伝染病予防法や、防疫指針（平成１６年度改訂）などの想定を超える家畜の飼養密度で、しかも大規模経営が密集した地域において、面的に拡大したことから、防疫対応が厳しい状況となり、畜産農家の皆さんに多大の犠牲を強いる結果となったことは、大変残念に思っております。

3　空港等の防疫体制はどうなっているのか？　未だに公共交通機関では全くなされていない。どう、お考えなのか？

海外から侵入する伝染病の水際防疫には、国家防疫として国際航路の防疫が重要であり、宮崎空港においては、国の動物検疫所が実施しており、外国船が入港する細島港等では、港運業者の協力を得ながら県が消毒を実施しております。

また、宮崎空港の国内線については、空港ビルの独自の取組として防疫対策を実施していただいております。

一方、不特定多数の皆さんが集まる施設等においては、施設の管理者に自主的な防疫対策をとっていただいているところでありますが、効果的な防疫の方法について、県としても指導・協力してまいりたいと考えております。

なお、お気づきの場合は、皆さんからも、お話しいただきたいと考えます。

4　４月に県に消毒体制について要請したが、当時、県畜産課は今の状況で大丈夫との返答、今でも大丈夫だと言われるのか。県は国に対して、川南町、都農町で抑えられると言われたそうだがその結果２９万頭を犠牲にしたが、大丈夫と言われるのならこの責任は誰が取られるのか。

今回の発生初期には、国が作成した口蹄疫防疫指針及び、県が作成した口蹄疫防疫マニュアルに基づき、初動防疫を実施しており、４月２７日の６例目の発生までは、発生確定から２日以内に殺処分が終了していたところであり、その時点においては、早期に、抑えたいと強く思っていたところであります。また、国も同様であったと考えております。

しかしながら、４月２０日時点で既にある程度の感染が広がっていたことや、大規模農場や豚への感染があったことなどから、防疫措置が遅れ、結果として、２９万頭もの犠牲を強いることとなったところであります。

今回の口蹄疫を教訓に、畜産密集地帯における防疫対策を想定したマニュアルの作成や事前の防疫訓練等を徹底して、二度とこのようなことが起こらないよう努めてまいります。

5　家畜改良事業団の殺処分の処理にたいする疑問が畜産農家には深く残っている。疑惑を晴らしたいので、事業団の作業日誌を掲示。（手書きの日報）
　種雄牛の殺処分に対しては、賛否両論あるが、県の特例措置が今後、全国の畜産業界に対する影響

種雄牛については、これまで県民共有の財産として、家畜改良事業団に貸与して、本県肉用牛の改良に取り組んできました。５月１０日には、口蹄疫の発生が家畜改 良事業団に近づいてくる中、県内の和牛関係団体はもとより、県外の和牛購買者団 体などから種雄牛を早急に避難させ、本県の持つ遺伝資源を守るべきであるとの声 を受け、国に特例措置を協議し、認められたことから、種雄牛５５頭中６頭につい て５月１３日に緊急避難をさせたところです。

その後、避難した６頭のうち、５月２２日に１頭で口蹄疫が発症したことは極めて遺憾でありましたが、国との協議の中で、他の５頭について PCR 検査と血液検査を繰り返し実施し、陰性を確認し、その結果を持って、国も清浄国復帰の報告書を OIE に送付したところです。

6　安愚楽牧場は、隠蔽問題で裁判しているが県の考えは。

当該牧場と地元紙との間で、訴訟が起きていることは聞いておりますが、個々の裁判について、コメントする立場にはありません。

しかしながら、発生農場等における家畜伝染病の通報体制等に関しては、国や県検証委員会で、地元の意見など様々な情報の分析が行われていると聞いております。

7　発生農場、第７例、第８例、それと、第８例の近くのワクチン接種農場の殺処分状況の家畜保健所の日報の提出、殺処分当日、作業が中断した理由は。

第７例目では、付近住民から環境に配慮して欲しいとの申し入れから、２時間程度、第８例目については、埋却について一部住民から改めて説明を求められたことから、３時間程度、現場での作業開始が遅れたところです。
第８例目近くのワクチン接種農場（どの農場か特定できませんが）で作業が中断したという情報は聞いておりません。

8　２月に開催された口蹄疫研修会の出席者、研修内容、その後の畜産農家に指導体制は機能していたのか。

１月８日の韓国での口蹄疫の発生を受け、本県では、１月２２日に、家畜保健衛生所や農林振興局などの県機関や市町村、県獣医師会、NOSAI 連、畜産協会、経済連、JA 中央会などに呼びかけ、防疫対策会議を開催し、
韓国・中国・台湾での発生状況
国内への侵入防止対策
発生時の対応
農家への周知啓発チラシの配布依頼
など協議しました。
しかしながら、結果として、防疫対策会議の内容が関係者の共通認識となっていなかったこと、畜産農家まで伝達されていなかったこともあり、今後は、畜産農家まで正確な情報が適切に伝えられるよう、情報伝達のあり方について検討して参ります。

9　県の検証委員会の詳細な調査内容等（特に県の家畜改良事業の抗体検査内容等）の開示。

現在、検証委員会において、専門的かつ客観的な立場から、検証作業が行われておりますが、これまでの調査結果を基にどのような課題があるかについては、先日公表された「中間的な論点整理」のとおりであります。
なお、家畜改良事業団の種牛に関する検査の内容につきましては、避難前の５月１１日の PCR 検査や抗体検査、移動後の５月１５日、１７日の PCR 検査のいずれも、陰性でありました。
しかしながら、５月２２日には避難した種雄牛の一頭で口蹄疫が発生したことから、その後、残りの５頭について、国の指示を受け、５月２２日から６月４日の１４日間に亘り毎日 PCR 検査を実施し、さらには６月４日と１０日には抗体検査を併せて実施し結果はすべて陰性でありました。

１０　県の設置している基金（口蹄疫被害農家に対する義援金）の使途について、義援金より一般会計に１０億円繰り込まれた内容は何なのか内容を開示。

口蹄疫復興対策基金（３０億円）に対し、義援金から１０億円拠出された中で、８億円については、畜産農家のための事業に限って使うこととし、その旨基金設置条例にも明記しています。
これまで事業化した中では、観察牛の導入事業や中間保有施設の整備などの財源として予定していますが、このほか、畜産再生などの対策を検討しながら、畜産農家のために必要な事業を実施していく予定です。

１１　県独自の畜産農家への生活支援、再開支援の具体的対策は。

発生後、直ちに「みやざき農業振興基金」や「畜産経営体生活支援資金」の創設、「家畜疾病経営維持資金」や「畜産特別資金」の融資枠拡大を図りました。
終息後は、経営再開に向け、普及センターを中心に「経営再開シミュレーション」ソフトを活用し、家畜の導入計画や営農資金等の管理、経営再開計画の作成支援を実施中です。

１２　再開してから、３年後、５年後は資金調達が困難と考えられます。
そこで、長期無利子資金を検討できないか。

畜産経営の経営安定化に伴い、畜産特別資金等の低利・長期資金の活用は有効であり、機会ある毎に、制度の延長を国へ要望していきたいと考えております。

１３　疾病のない宮崎県にする為の施策は何をしたのか。

口蹄疫の発生により、一時的に家畜が全くいなくなった児湯地域を、豚の AD や PRRS、牛の BL などの特定疾病のないモデル地域とすることができないか、関係団体等と協議を重ねております。
具体的には、豚については、西都・児湯新生養豚プロジェクト協議会において、清浄な豚の導入にかかる手続きや着地検査の方法などが検討されており、県としても、その支援の方法について検討しているところであります。
一方、牛については、９月補正予算で措置した中間保有施設において、西都・児湯地域に導入が予定されている繁殖雌牛の抗体検査を実施しているところです。今後は、導入の実態に応じた BL 陽性牛を排除するための有効な施策について、関係団体と検討していくこととしております。
いずれにしましても、今後、児湯地域において、徐々に導入が進められていく中で、特定疾病フリーの地域となるよう関係者一丸となって取り組んでいただくようお願いします。

１４　県の疫学調査にも同行させて頂き調査隊にも、口蹄疫被害者協議会の会員も参加できないのか。

今回の口蹄疫の疫学調査については、国の疫学調査チームによって行われているところですが、県検証委員会においても、学識経験者などの第３者を中心に、専門的かつ客観的な立場から検証や調査を行っております。

なお、これらの調査は、個人情報と密接にからんでいますので、同行は困難であると聞いております。